

第三セクター等とその抜本的改革について

地方公営企業、地方公社及び第三セクターの役割

地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。（「地域再生に向けた地方財政改革についての意見」（平成25年6月5日付け地方財政審議会意見））

＜地方公社及び第三セクターの規模と業務＞（平成24年「第三セクターの状況に関する調査」より）

- 法人数 8,308法人（平成24年3月31日）
- 出資総額 約 6兆5,041億円（うち、地方公共団体出資額 約4兆5,393億円）（同上）
- 役職員数 30万5,646人（同上）
- 経常収入 約 5兆8,666億円（法人の平成23年度決算）
- 資産総額 約 28兆6,896億円（同上）

※1 「法人数」「出資総額」及び「役職員数」は、地方公共団体が出資する法人（社団・財団・会社法法人）、地方三公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）及び地方独立行政法人について計上（特別法で設置されている法人や広範囲で活動する金融機関、電力会社・ガス会社等を除く。）

※2 「経常収入」及び「資産総額」は地方公共団体が25%以上出資している法人及び財政的支援を受けている法人のみ計上。

○出資額及び出資団体区分

(単位：百万円)

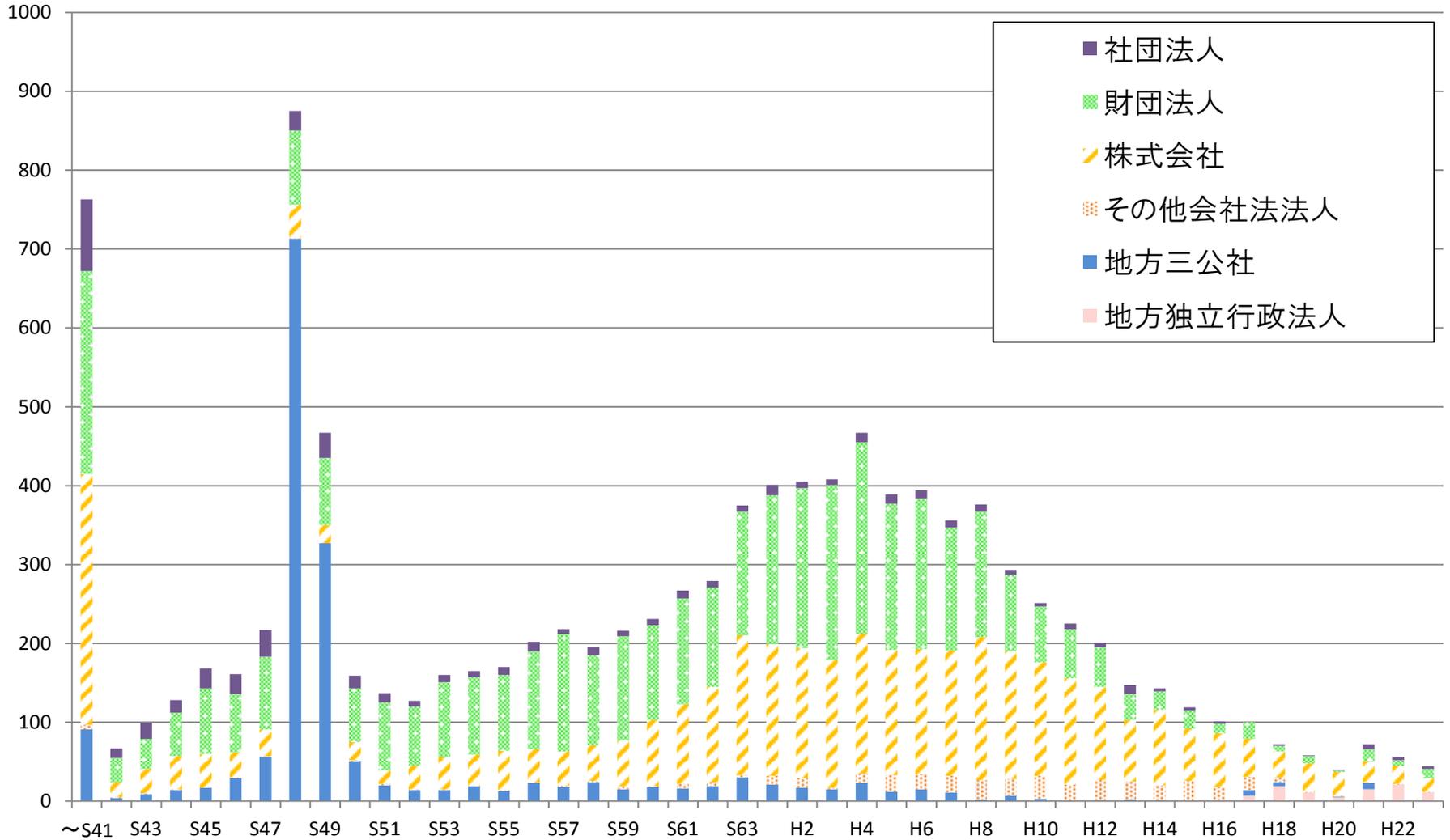
○第三セクター及び地方公社が行う主な業務

法人区分	主な出資団体	法人数 (C)	出資総額 (A)	地方公共団体等出資額 (B)	民間等出資額	地方公共団体等出資割合 (B/A)	
第三セクター	都道府県	1,970	2,578,228	1,427,442	1,150,786	55.4%	
	指定都市	553	739,619	372,124	367,495	50.3%	
	市区町村	4,658	793,651	347,213	446,438	43.7%	
	(小計)	7,181	4,111,498	2,146,778	1,964,719	52.2%	
	社団法人 財団法人	都道府県	1,398	855,991	553,239	302,752	64.6%
		指定都市	303	89,204	63,764	25,440	71.5%
		市区町村	1,915	214,527	174,137	40,390	81.2%
		(小計)	3,616	1,159,721	791,139	368,582	68.2%
	会社法人	都道府県	572	1,722,237	874,203	848,034	50.8%
		指定都市	250	650,415	308,360	342,055	47.4%
市区町村		2,743	579,125	173,076	406,049	29.9%	
(小計)		3,565	2,951,777	1,355,639	1,596,137	45.9%	
地方三公社	都道府県	117	1,095,791	1,095,791	0	100.0%	
	指定都市	31	54,785	54,785	0	100.0%	
	市区町村	885	6,610	6,610	0	100.0%	
	(小計)	1,033	1,157,187	1,157,187	0	100.0%	
第三セクター 及び 地方三公社	都道府県	2,087	3,674,019	2,523,233	1,150,786	68.7%	
	指定都市	584	794,404	426,909	367,495	53.7%	
	市区町村	5,543	800,262	353,823	446,438	44.2%	
	(小計)	8,214	5,268,685	3,303,965	1,964,719	62.7%	
地方独立 行政法人	都道府県	62	921,451	921,451	0	100.0%	
	指定都市	11	249,161	249,161	0	100.0%	
	市区町村	21	64,758	64,758	0	100.0%	
	(小計)	94	1,235,370	1,235,370	0	100.0%	
総計	都道府県	2,149	4,595,471	3,444,684	1,150,786	75.0%	
	指定都市	595	1,043,565	676,070	367,495	64.8%	
	市区町村	5,564	865,019	418,581	446,438	48.4%	
	総計	8,308	6,504,055	4,539,336	1,964,719	69.8%	

地域・都市開発関係	開発公社、開発財団、住宅団地・工業団地造成事業等を行う法人、土地区画整理協会、公園協会、ステーションビル、土木工事の設計監理業務を行う法人、都市計画の調査を行う法人 等
住宅・都市サービス関係	住宅サービス公社、住宅協会、建築士協会、建築技術センター、ガス供給会社、熱供給公社 等
観光・レジャー関係	観光開発公社、観光物産振興公社、観光振興公社、観光バス会社、レジャー施設の管理運営を行う法人 等
農林水産関係	農地保有合理化法人、農産物安定基金協会、造林公社、畜産公社、漁業公社、家畜畜産物衛生指導協会、牛乳検査協会、農業後継者育成協会、緑化センター、農業(林業、漁業)信用基金協会、林業従事者退職金共済基金、水産公害対策基金、第一次産業活用村、ワイン製造会社、農林水産関係の特産品製造・販売・宣伝等を行う法人、農産物・畜産物・水産物の流通業務を行う法人 等
商工関係	中小企業振興公社、地場産業振興センター、高度技術振興財団(テクノポリス開発機構等)、工業技術振興協会、中小企業情報センター、コンベンションビューロー、中小企業会館、産業展示館、工業材料分析センター、産業振興基金、国際貿易センター、特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人等
社会福祉・保健医療関係	病院、国民年金福祉協会(国民年金保養センターの受託運営)、大規模年金保養基地の受託運営を行う法人、勤労者いこいの村の管理運営を行う法人、環境衛生指導センター、長寿社会振興財団、高齢者問題研究協会、高齢者問題研究所、アイバンク、腎バンク、社会福祉基金、交通事故被災者援護協会、検診センター、救急医療情報センター、医学総合研究所、民間社会福祉施設職員共済財団、シルバー人材センター、労働者福祉協会 等
生活衛生関係	水道サービス協会、下水道公社、一般廃棄物(ゴミ、し尿等)及び産業廃棄物の処理を行う法人、ゴミの減量・リサイクルの推進を行う法人 等
運輸・道路関係	フェリーふ頭公社、高速道路協会、空港ターミナルビル、鉄道、モノレール、流通ターミナル、駐車場公社 等
教育・文化関係	大学、埋蔵文化財センター、私学振興協会、育英奨学会、体育協会、生涯学習協会、交響楽団、市民会館等の管理等を行う法人 等
公害・自然環境保全関係	公害防止協会、自然保護財団、緑の基金 等
情報処理関係	電子計算機センター、流通業務サービス協会 等
国際交流関係	国際交流協会、国際交流基金 等
その他	庁舎、職員会館の管理を行う法人、行政情報センター、消防協会、暴力団追放県民センター、テレビ放送会社、ケーブルテレビ会社、シンクタンク 等

第三セクター等の設立数の推移

(単位: 法人数)



＜地方公営企業の規模と業務＞（平成23年度「地方公営企業決算の概況」等より）

- 事業数 8,754事業（平成24年3月31日）
- 役職員数 34万7,808人（同上）
- 決算規模 約 17兆2,252億円（平成23年度決算）

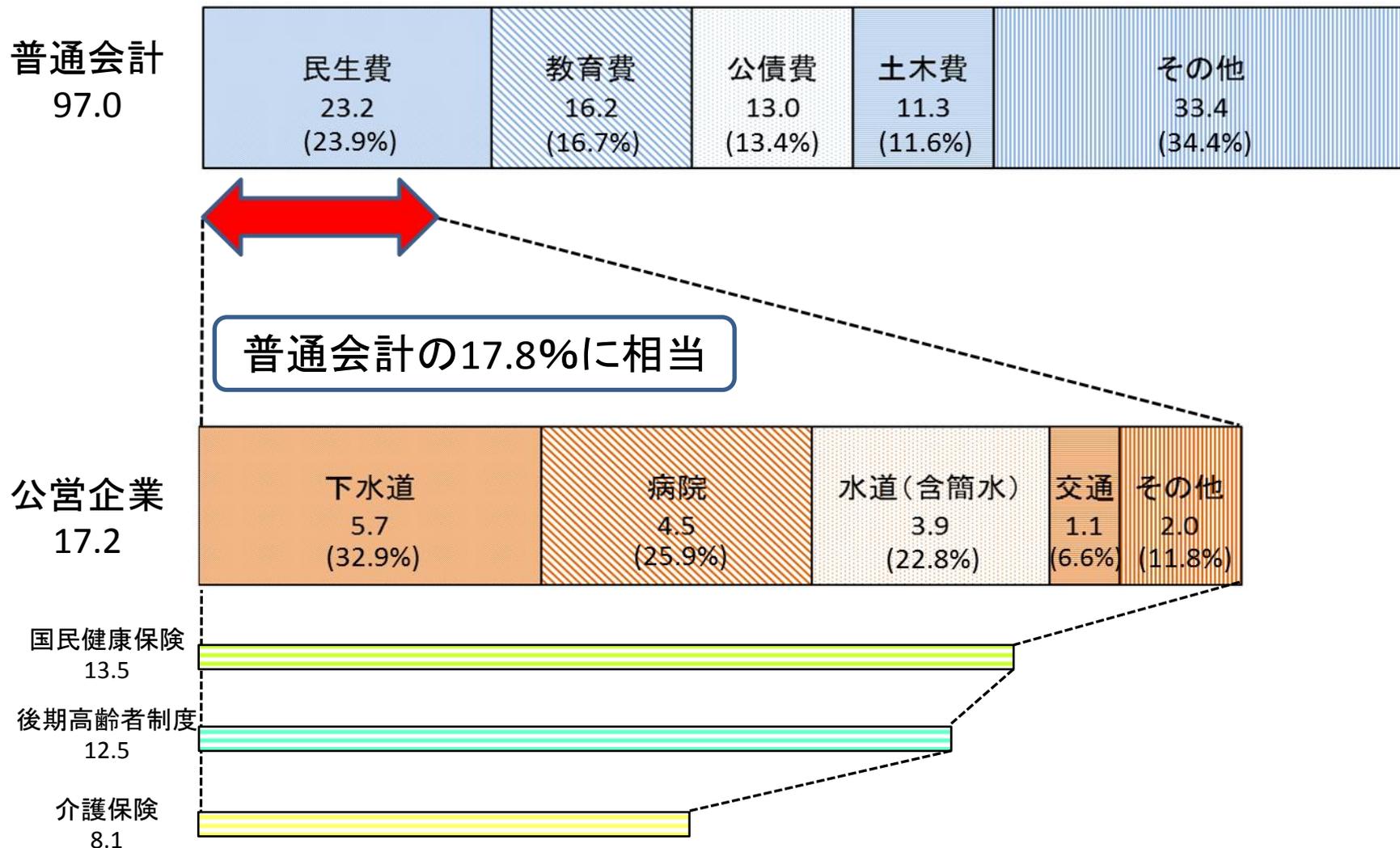
○わが国のインフラに占める地方公営企業の割合

事業	指標	全事業	左記にしめる 地方公営企業 の割合	地方公営企業の 事業数
水道	現在給水人口	1億2,559万人	99.5%	2,133
工業用水道	年間総配水量	44億83百万m ³	99.9%	152
鉄道	年間輸送人員	226億69百万人	13.2%	10
自動車運送	年間輸送人員	44億58百万人	21.1%	35
電気	年間発電電力量	8,574億5百万kWh	1.0%	63
ガス	年間ガス販売量	1兆5,033億MJ	2.3%	29
病院	病床数	1,583千床	12.7%	646
下水道	汚水処理人口	1億811万人	93.4%	3,625

その他に、軌道、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

○地方公営企業の決算規模(平成23年度決算)

(単位:兆円)



地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

（健全財政）

（財政悪化）

早期健全化基準

財政再生基準

実質赤字比率

都道府県：3.75%
市町村：11.25%～15%

連結実質赤字比率

都道府県：8.75%
市町村：16.25%～20%

実質公債費比率

25%

将来負担比率

都道府県・政令市：400%
市町村：350%

資金不足比率

20%

（公営企業ごと）

経営健全化基準

都道府県：5%
市町村：20%
都道府県：15%
市町村：30%

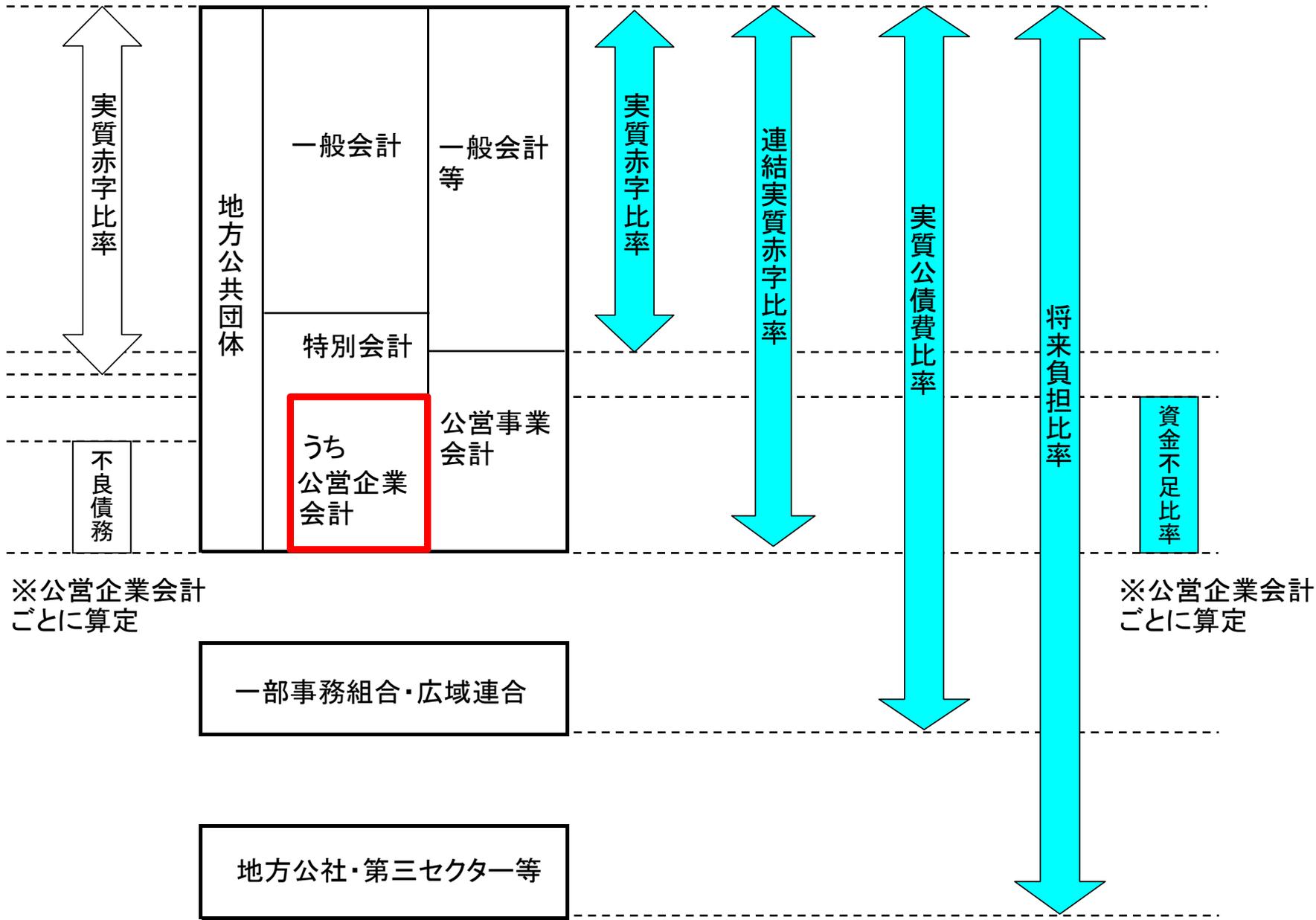
35%

3年間（平成21年度から平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）を設けている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

健全化判断比率等の対象について

(旧制度)



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

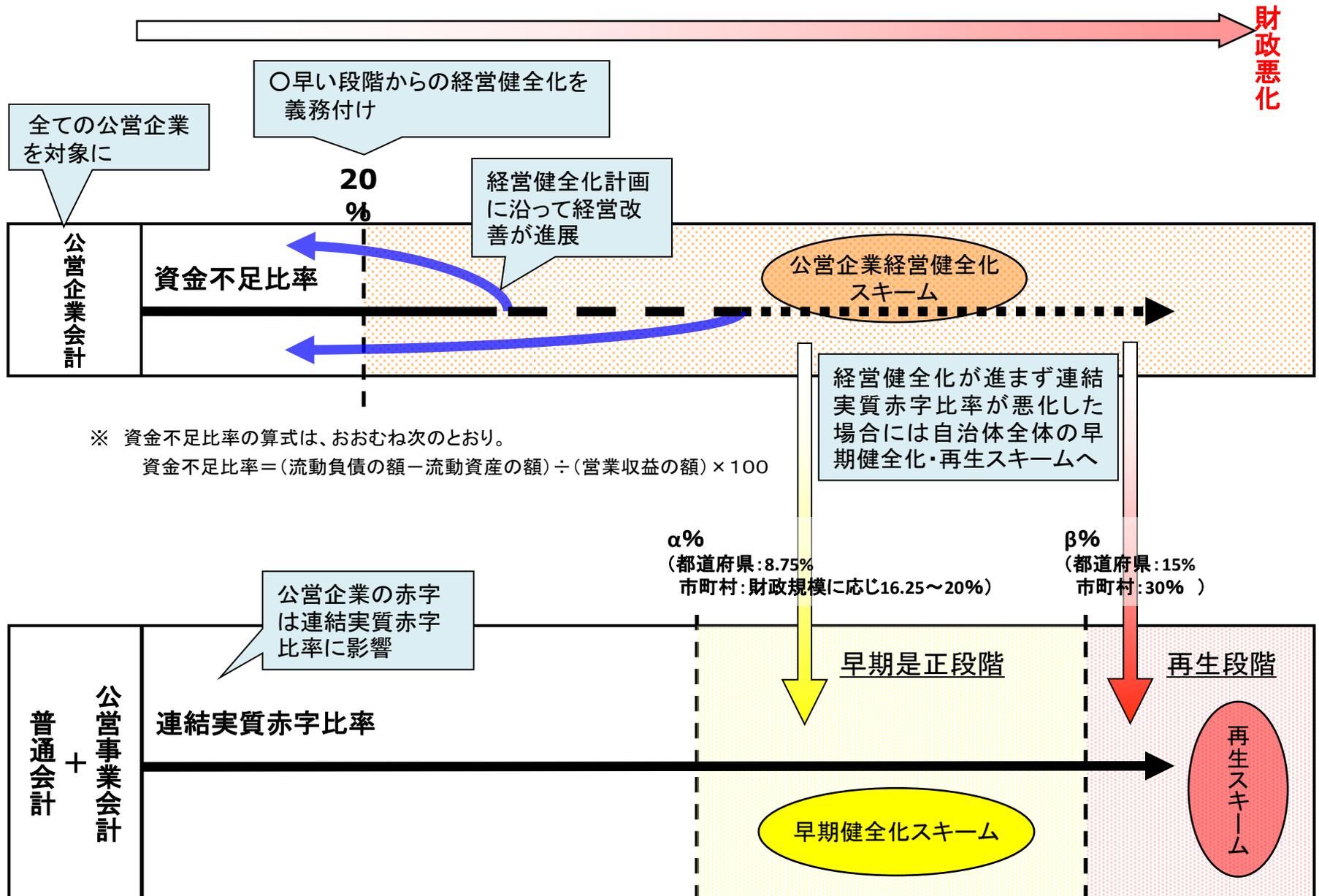
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

公営企業の経営健全化のイメージ



将来負担比率の算定基礎

普通会計（一般会計）以外の会計や一部事務組合等が起債した地方債で、普通会計が元金償還を負担することが予定されているものを含む元金返済額

- ①PFIの建設事業に係るもの
- ②宅地開発に係る5省協定や国営土地開発事業等に係るもの
- ③地方公務員共済組合からの無償譲渡住宅等に係る賃借料
- ④土地開発公社への依頼土地の買戻しにかかるもの

一般職及び特別職が前年度末にすべて退職したとした場合の普通会計負担額（退職手当組合が前年度末に解散した場合の清算を加除）

一般会計等の当該年度前年度末における地方債現在高（イ）

一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額（ハ）

当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担見込額（ニ）

債務負担行為に基づく支出予定額（ロ）

退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額（ホ）

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額（ヘ）

連結実質赤字額（ト）

組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額（チ）

充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

以下のうち一般会計等の負担見込額

- ①地方道路公社の負債のうち料金収入や特定財源では償還できないと見込まれるもの
- ②土地開発公社の負債から現預金や未収金、取得している土地の時価評価額等を控除した額
- ③地方独立法人の前年度末繰越欠損金
- ④①～③以外の損失補償又は保証に係る債務（第三セクターや地方住宅供給公社等に係る損失補償・債務保証）
- ⑤組合等の連結実質赤字相当の当該団体分 等

- ①充当可能基金（現預金や公債等で保管する基金のうち、災害救援基金、介護保険や高齢者医療の安定化基金等を除いたもの）
- ②地方債償還に充当可能な特定歳入見込み
- ③基準財政需要額に算入される元金償還費見込み

第三セクター等の改革について（経緯）

趣旨・背景

地方公共団体財政健全化法が全面的に施行されることも踏まえ（平成21年度以降）、第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められている。

「経済財政改革の基本方針2008」 （平成20年6月27日 閣議決定）

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。

「債務調整等に関する調査研究会」 （平成20年12月5日 報告書の取りまとめ）

- 地方公共団体は主体的かつ早期に第三セクター等の抜本的改革に取り組むべき
- 第三セクター等の改革を推進するため、事業の整理又は再生を実施する上で、特に必要となる経費については、地方債の対象とすべき

「基本方針2008」、「債務調整等に関する調査研究会」の議論等を踏まえ、地方公共団体による存廃を含めた抜本的改革を集中的に推進するため、第三セクター等の整理又は再生に伴う債務処理を円滑に実施することができるよう、「第三セクター等改革推進債」を創設（地方財政法の一部改正）。

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成21年6月23日 総務省自治財政局長通知）により、「第三セクター等改革推進債」も活用した第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

【第三セクター等改革推進債】

以下の経費を対象とする特別の地方債（充当率100%・償還は10年以内を基本とする）

- 公営企業の廃止を行う場合に地方公共団体が負担する必要がある経費
（施設・設備の撤去や原状回復、地方債の繰上償還、一時借入金の償還、退職手当の支給等に要する経費）
- 地方公社及び第三セクター等の整理又は再生を行う場合に地方公共団体が負担する必要がある経費
（地方公共団体が行っている損失補償・債務保証や短期貸付を整理するために必要な経費）

第三セクター等の改革について（総務省からの要請）

公営企業の抜本改革

（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」
平成21年7月総務省自治財政局公営企業課長等通知）

平成21年度から25年度までの間に、第三セクター等改革推進債の活用も念頭において、抜本的改革の推進を集中的に行うことを要請。

1. 地方公共団体財政健全化法の全面施行と公営企業の抜本改革の推進
 - ① 地方公共団体財政健全化法の全面施行と公営企業
 - ② 公営企業の抜本改革検討の必要性
現在公営企業が行っている事業の意義、サービスの必要性、採算性、事業手法等を検討
 - ③ 第三セクター等改革推進債の活用の検討
2. 公営企業の計画的経営の推進に関する事項
計画的・透明性の高い企業経営を推進するために、経営健全化の基本方針及び収支見込み等を記載した「経営計画」の策定が必要。
 - ① 「経営計画」の内容
・計画期間
・経営健全化の基本方針
・収支見込み（各年度の収入及び支出に関する計画）
 - ② 「経営計画」を活用した業績評価等
3. 公営企業の経営に係る事業別留意事項
4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項
5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項
 - ① 「経営健全化計画」の策定
 - ② 「経営健全化計画」の策定手順等
 - ③ 「経営健全化計画」の変更
 - ④ 「経営健全化計画」の完了
 - ⑤ 「経営健全化計画」の策定を要しない公営企業

第三セクター等の抜本改革

（「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」
平成21年6月総務省自治財政局長通知）

平成21年度から25年度までの間に、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請。

1. 処理策検討の手順等
 - ① 事業の意義（公益性）、採算性、事業手法等を検討
 - ② 外部専門家等（経営検討委員会）を活用
2. 情報開示の徹底による責任の明確化等
 - ① 事業採択から現状に至った経緯と責任
 - ② 整理（売却・清算）又は再生が最善の選択（手法）であること
 - ③ 損失補償の履行等の必要性
 - ④ 処理に伴う利害関係者との費用分担
3. 議会の関与
 - ① 2. に掲げる事項について十分に議論
 - ② 処理が適切なものであることについて確認
4. 債務調整を伴う処理策
 - ① 手続き、内容等の公平性・透明性を確保
 - ② 新たな損失補償を行うべきではない
5. 残資産の管理等
 - ① 地方公共団体が保有することとなる資産は適正に管理又は処分
 - ② 毎年度管理状況を議会・住民に情報開示
6. 存続する第三セクター等の指導監督等
 - ① 経営状況の把握・監査・定期点検と議会・住民への情報公開
 - ② 経営責任の明確化と運営体制
 - ③ 公的支援の限定（特に損失補償は行うべきではない）
 - ④ 資金調達はプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべき

[関連通知等]

- 第三セクター等の改革について（ガイドライン）（平成20年6月30日総務省自治財政局長通知）
- 「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告書（平成21年6月30日）
- 土地開発公社の抜本的改革について（平成21年8月26日総務省自治行政局地域振興室長通知）
- 観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について（平成23年12月28日総務副大臣通知）等

第三セクター等の改革について（全体概要）

公営企業

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(H21.7.8付け通知)

事業の意義（必要性等）・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

観光施設事業
宅地造成事業

「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」(H23.12.28付け通知)

経営改革

経営健全化の取組を進めながら経営継続

民営化等を行った上での事業の継続

民営化、民間譲渡・委託、独法化、PFI、指定管理者等（三セク債の活用が可能な場合も）

廃止（事業の終了）

事業を終了させ公営企業会計を廃止（原則として三セク債の活用可）

・ 新規事業の抑制

一定の基準未滿の規模の事業に限り地方債の発行について同意又は許可を行う

・ 地方公共団体本体のリスク限定、別法人化して実施

第三セクター等

「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け通知)

事業の意義（行政目的との一致度）・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

経営改革

経営責任の明確化や運営の改善等を行った上で経営継続

地方公共団体は損失補償等を行うべきではなく、別の手段での資金調達（プロジェクト・ファイナンス的資金調達）を行うべき

事業の再生等

債務調整や経営体制変更等を行った上で経営継続（三セク債の活用が可能な場合も）

民営化・民間売却等

完全民営化・民間売却・上下分離方式での運営（三セク債の活用が可能な場合も）

事業の清算

事業を完全に終了させる形での廃止・解散・破産等（原則として三セク債の活用可）

第三セクター等の抜本的改革の一層の推進について（最近の取組）

<現状>

総務省は各地方公共団体に対して、平成21年度から25年度までの5年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として必要な検討等を行い、当該期間中の時限措置である第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、存廃も含めた抜本的改革に集中的に取り組むよう助言（「第三セクター等の抜本的改革に関する指針」（平成21年6月23日付け自治財政局長通知）等）。

終期まで残り僅かとなったことを踏まえ一層の推進が必要



○抜本的改革を行うに際しての留意点と抜本的改革の進捗状況と財政負担リスクに係る自己チェックリストを周知
（「第三セクター等の抜本的改革の一層の推進について」平成24年7月31日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡）

抜本的改革を行うに際しての留意点(主要なもの)

- 1 各地方公共団体においては抜本的改革の進捗状況に応じて取り組みの速やかな着手を行う必要がある。
- 2 第三セクター等の抜本的改革を行うに当たっては、地方公共団体にとって財政負担となる可能性がある法人や金額について適切に認識する必要がある。特に、第三セクター等の経営破たん時に地方公共団体の実質赤字につながる場合があることに留意する必要がある。

自己チェックリスト

- | | |
|--------------------|--|
| 1 改革取組状況に係るチェックリスト | 抜本的改革の取組状況を自己点検して今後の取組みにつなげるために作成 |
| 2 財政リスクに係るチェックリスト | 破たん時の放棄額や財源所要額を正確に把握することで抜本的改革につなげるために作成 |

○自己チェックリストによる検証結果を周知するとともに、それを踏まえた今後の取組みに関する留意事項を周知
（「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況等について」平成24年12月10日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡）

留意事項(主要なもの)

- ・抜本的改革取組状況に応じて速やかに改革を実施する必要がある。
- ・地方公共団体にとっての財政的リスクを適切に把握する必要がある。把握した結果、特に財政的リスクが特に大きい第三セクター等(※)については、特に重点的に取組みを進める必要がある。

(※)損失補償・債務保証額や短期貸付金額が実質赤字比率の早期健全化基準の水準以上となる第三セクター等やこれに準じるもの
・議会において経営状況や財政的リスクを認識のうえ、あり方や改革方策について十分な議論が行われ、適切な判断がなされる必要がある。

○総務省内に「第三セクター等改革相談窓口」を設置し第三セクター等の抜本的改革に係る質問・相談に対応

○総務省ホームページ等において抜本的改革に係る先進事例や第三セクター等改革推進債活用事例を紹介

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html